

# 田原本町議会会議録目次

○12月17日(第3日)

開議(午前10時00分) .....	3-3
委員長報告(報第12号より議第58号までの15議案について) .....	3-3
質 疑 .....	3-9
討 論 .....	3-9
採 決	
報第12号 平成26年度田原本町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告 (原案承認) .....	3-10
報第13号 平成26年度田原本町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告 (原案承認) .....	3-11
報第14号 平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専 決処分の報告(原案承認) .....	3-11
報第15号 平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第2号)の専決処 分の報告(原案承認) .....	3-11
報第16号 平成26年度田原本町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の 報告(原案承認) .....	3-11
報第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処 分の報告(原案承認) .....	3-12
報第18号 田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処 分の報告(原案承認) .....	3-12
議第51号 平成26年度田原本町一般会計補正予算(第5号) (原案可決) .....	3-12
議第52号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (原案可決) .....	3-12

議第 5 3 号	単純労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決) .....	3 - 1 2
議第 5 4 号	田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例 (原案可決) .....	3 - 1 3
議第 5 5 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決) .....	3 - 1 3
議第 5 6 号	財産の取得について (原案可決) .....	3 - 1 3
議第 5 7 号	指定管理者の指定について (原案可決) .....	3 - 1 3
議第 5 8 号	指定管理者の指定について (原案可決) .....	3 - 1 3
閉会中の継続審査について .....		3 - 1 4
議長閉会挨拶 .....		3 - 1 4
町長閉会挨拶 .....		3 - 1 5
閉会 (午前 1 0 時 3 6 分) .....		3 - 1 5

平成26年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成26年12月17日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻 勇君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楢田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡 努君	秘書広報課長 岡本達史君

教育委員長	後藤田 和 子 君	教 育 長	片 倉 照 彦 君
教 育 部 長	寺 田 元 昭 君	会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	吉 田 悦 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 章 司 君

---

平成26年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月17日（水曜日）

- 開 議（午前10時）
  - 委員長報告（報第12号より議第58号までの15議案について）
  - 質 疑
  - 討 論
  - 採 決
  - 閉会中の継続審査について
  - 議長閉会挨拶
  - 町長閉会挨拶
  - 閉 会
- 

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

委員長報告（報第12号より議第58号までの15議案について）

○議長（辻 一夫君） 去る11日の本会議において一括上程されました報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告より、議第58号、指定管理者の指定についてまでの15議案については、各所管の委員会に各々付託されておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。総務文教常任委員会委員長、2番、森井議員。

（2番 森井基容君 登壇）

○2番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成26年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る12月15日午前10時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は1,495万円の増額で、予算総額は116億7,982万9,000円となります。

補正の内容といたしましては、歳出、第2款総務費、第4項選挙費、1,495万円の増額で、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投開票等に係る必要な経費を増額補正されるものであり、補正財源は県支出金であります。

契約期日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日付けで専決処分をされたものであり、当委員会は全員賛成で原案どお

り了承いたしました。

次に、報第13号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第4号）は、1,596万5,000円の増額、報第14号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は70万円の増額、報第15号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）は413万5,000円の増額、報第16号、平成26年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）は98万円の増額につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合引き上げ並びに人事配置に伴う過不足等の調整にかかる人件費補正で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月30日付けで専決処分をしたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、報第17号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、給与水準の改定を行うものであります。

内容といたしましては、給料月額を平均約0.2%余引き上げ、自動車通勤者の通勤手当額の改定並びに勤勉手当の支給割合を年間0.15月分引き上げ4.1月とするものであります。

また、任期付職員につきましても、一般職に倣い給料月額を改定し、特別職の職員で常勤のもの及び議会議員の期末手当につきましても、年間0.15月引き上げ、年間3.1月にするものであります。

施行日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月30日付けで専決処分をしたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、報第18号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、引用しております「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が、平成26年12月1日付けで施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日付けで専決処分をされたものであります。

当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に議第51号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第5号）につつまし

ては、補正予算額は4億7,443万4,000円の増額で、予算総額は121億7,022万8,000円となります。このうち当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

まず、歳出予算で第2款総務費、第1項総務管理費、3億円の増額につきましては、財政調整基金積立金を補正されるものであります。

次に、第2款総務費、第4項選挙費580万円の増額につきましては、知事及び県議会議員選挙費の投票事務及び契約等にかかる平成26年度執行に必要な経費を補正されるものであります。

次に、第10款、第1項公債費、9,146万5,000円の増額につきましては、平成6年度庁舎等建設事業借入分を借換えするために繰上償還をされるもので、財源につきましては、県支出金、地方債並びに一般財源であります。

次に、第3表地方債補正につきましては、奈良県市町村健全化支援事業を活用して、庁舎等建設事業借換債8,240万円を追加し、限度額を17億3,320万円と定めるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第52号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ給与制度の総合的見直しを図るため、初任給等は引き下げることなく、高年齢層を重点的に引き下げることにより、平均約1.4%余を引き下げ、また地域手当を3%から5%に改定するものであり、併せて新給料表への円滑な移行のための経過措置として3年間の現給保障を実施するものであります。

また、勤勉手当支給については、年間0.15月分の引き上げを本年は12月支給分にのみ配分していたのを、年間支給率としては変わらないものの今後6月支給と12月支給分にそれぞれ0.075月ずつ配分し支給することとするものであり、任期付職員につきましても一般職に倣い給料表を改定するものであります。

特別職の職員で常勤のもの及び町議会議員の期末手当につきましても、一般職同様に改定するものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第53号、単純労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、当該職員についても再任用制度の対象者とすると共に、扶養手当及び住居手当を支給しない旨、条文に明記するための改正を行うものであり、当委員会

は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第55号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、企業職員に係る再任用制度等の適用において除外項目となっている地域手当について、条文より削るための改正を行うものであり、当委員会 は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第56号、財産の取得につきましては、給食用食器の購入であり、指名競争入札の結果、契約金額862万1,640円で、大和高田市築山679番地、有限会社古山厨房 代表取締役 古山 剛を契約相手として財産取得をされるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

また、その他の事項として、教育長から平成25年第4回定例会で採択した「中学校給食の早期実施を求める請願」の処理経過に関して、教育委員及び事務局が9月下旬に兵庫県加古郡稲美町に行政視察を行ったこと、及び中学校給食の実施については、今後、教育委員会において十分に調査、検討を行い、本町にとって最も適した給食の方向性を示してまいりたいとの報告を受けたのであります。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 厚生建設常任委員会委員長、10番、植田議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） 議長のご指名によりまして、厚生建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成26年田原本町議会第4回定例会におきまして、厚生建設常任委員会に付託されました議案につき、去る12月15日午後1時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第51号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管に係るものについてご報告を申し上げます。

歳出、第3款民生費、7,716万9,000円の増額は、実績に基づく障害者自立支援介護・訓練等給付費、及び障害児通所給付費の増額、並びに精算に伴う国庫支出金返納金であります。

なお、補正財源につきましては、国・県支出金及び繰越金であります。

また、債務負担行為の補正につきましては、いずれも指定管理料で、指定期間は平成27年度から3年間、ふれあいセンター及び学童保育の指定管理料の限度額であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第54号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、現在出産育児一時金は「39万円」に、産科医療補償制度の掛金相当分「3万円」を加算した総額、「42万円」で支給されているが、今回、産科医療補償制度の掛金が「3万円」から「1万6,000円」に引き下げられ、一方で健康保険法施行令第36条に規定される出産育児一時金の額が出産費用の動向等を勘案し、「39万円」から「40万4,000円」に引き上げられたことに伴い、条例第5条第1項に規定する出産育児一時金の額を「40万4,000円」に改正されるものであります。

出産育児一時金の引き上げ額と産科医療補償制度の掛金の引き下げ額が同額であるので、一時金の総額は42万円で維持されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第57号、指定管理者の指定につきましては、田原本町ふれあいセンターの指定管理者に田原本町大字阪手336番地の1、社会福祉法人田原本町社会福祉協議会 会長 竹村良樹を指定し、指定の期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までとされるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第58号、指定管理者の指定につきましては、田原本町学童保育所の指定管理者に、檀原市内膳町5丁目2番33号 中和八木ビル3階、特定非営利活動法人子育てすこやかサークル理事長 山田充央を指定し、指定の期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までとされるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、付託案件外でございますが、理事者側から本年9月24日に燃えないごみと粗大ごみを処理する破砕機が故障し、修理費が多額となることから、ごみの破砕処理を民間業者に委託されたとの報告を受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報

告とさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（辻 一夫君） 次に、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会に付託案件はございませんが、本定例会までの経過等について委員長より報告を求めます。唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、13番、吉川議員。

（13番 吉川博一君 登壇）

- 13番（吉川博一君） 議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成26年田原本町議会第4回定例会におきまして、去る12月16日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、経過報告につきまして、唐古・鍵遺跡整備工事等の進捗状況について、多重環濠ゾーンと弥生の林・草地ゾーンにおいて二次盛土造成、石積み擁壁、多重環濠、木橋、園路整備及び植栽工事については今年度末までに完了する計画であり、予定どおり工事は進んでいる旨の報告を受けたものであります。

議員各位の議席に唐古・鍵遺跡整備事業の整備図を配付させていただいておりますけれども、ご参考にしていただきたいと思います。

（平成26年度唐古・鍵遺跡整備事業 公園整備工事 工事概略図を壇上より示す）

次に、その他案件につきまして、唐古・鍵遺跡保存管理計画策定委員会の経過について、史跡地を含めた遺跡全体の取り扱いの説明を受けたものであります。

以上、当委員会において審査されました経過等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（辻 一夫君） 続きまして、清掃工場建設検討特別委員会に付託案件はありませんが、本定例会までの経過等について委員長より報告を求めます。清掃工場建設検討特別委員会委員長、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

- 5番（古立憲昭君） 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成26年田原本町議会第4回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員会を去る12月16日午後1時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者

を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

付託案件はございませんが、新焼却施設建設等並びに中継施設建設の進捗状況についての報告を受けたところであります。

まず、やまと広域環境衛生事務組合が施工しております新焼却施設建設については、現在、御所市クリーンセンターの解体工事が行われており、本体工事については本年7月に発注され、平成29年3月末の完成を目指し取り組んでいるとのこと。

中継施設建設工事については、地元矢部自治会の同意を得たことを受け、さきの議会で承認した造成工事に着手し、平成27年8月末の完成を目指し取り組んでいるとの報告を受けたところであります。なお、施設の建設内容の概略についても報告を受けたところです。

以上、当委員会において審査されました経過報告等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

議第52号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対をさせていただきます。

人事院は今年の給与を民間給与との較差0.27%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げること、ボーナスを0.15カ月分引き上げ勤勉手当に配分するよう勧告しました。民間給与と同水準とするということという当然の勧告だと思います。ところが同時に給与制度の総合的見直しをせよと勧告しました。民間と比べて若年層の給与を増やし、50歳代後半の給料を下げる。その根拠は民間賃金水準より低い12県と比べると2.18ポイント高いので、その分を引き下げよというもので

す。

この発想は公務員の労働基本権が憲法の定めに反して制約されていること、その下で代償措置として作られた人事院勧告制度を時の政府が勝手に変えて、ないがしろにするものです。経過措置で3年間は受け取る給与は保障する。当面は変わりません。ところが3年後は大幅に下げられます。

また、昇給規模を3号給から2号給に抑制されます。単純に言うと約2,000円分、生涯低く抑えられることとなります。しかも50歳代後半の給料を下げるとして4級以上の給与を5,000円以上上げています。今、一番若い係長は36歳です。5年後、4級に昇給すると大幅に給与が下げられることとなります。

今回の総合的見直しは職員全体の給与を下げることとなります。昨年のラスパイレース指数はわずか91.5です。それを更に引き下げると民間給与との較差は広がる一方です。今回の総合的見直しの結果、地方公務員給与は2,100億円削減されると計算されています。今、景気を刺激するためには給与を上げるべきだという認識は日本共産党だけではありません。安倍首相は昨日政労使会議を行い、政労使は合意文書をまとめました。政府の環境整備の取り組みの下、「経済界は賃金の引き上げに向けた最大限の努力を図る」と明記しました。仕入価格の上昇などを踏まえた価格転嫁や支援協力に総合的に取り組むと申し合わせました。今後民間給与が上がる一方で公務員給与は3年後から引き下げられる。全く納得できません。こんな理不尽な内容の本件条例改正を認めるわけにはいきません。

本町の業務に精通し、災害時に住民の皆さんのために頑張っておられる職員の皆さんを応援するために、議員の皆さんが本議案に反対することを期待しまして反対討論といたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報

告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第13号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第14号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第15号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第16号、平成26年度田原本町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第17号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第18号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第51号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第52号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第53号、単純労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議第54号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第55号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第56号、財産の取得についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第57号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第58号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第12号より議第58号までの15議案については、すべて議了いたしました。

---

---

#### 閉会中の継続審査について

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る11日に開会し、本日17日までの7日間の長きにわたり、議員各位には終始熱心に慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

理事者におかれましては、審査の過程におきまして議員各位から述べられました意見、要望につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政執行に反映されますようお願いいたします。

さて、本年も残すところわずかとなり、寒さもひとしお身にしみる頃となりました。皆様におかれましては、何とぞお体をご自愛いただき、夢多き新年を迎えられますようご祈念申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも町政発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

町 長 閉 会 挨拶

○議長（辻 一夫君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成26年田原本町議会第4回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月11日から本日まで長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意、ご承認いただきましたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審査を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

これから本格的な寒さを迎えるわけですが、議員皆様におかれましては、ご健康に十分ご留意をいただきまして、輝かしい新春を迎えられますようご祈念を申し上げますと共に、今後とも本町発展のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 辻 一 夫

田原本町議会副議長 西 川 六 男

田原本町議会議員 植 田 昌 孝

田原本町議会議員 松 本 美也子

田原本町議会議員 小 走 善 秀